

平成26年10月29日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成26年(ワ)第396号 発信者情報開示等請求事件

口頭弁論終結日 平成26年10月1日

判 決

和歌山県岩出市根来92番地

原 告 有 限 会 社 銀 德
同 代 表 者 取 締 役 吉 村 公 俊

和歌山県岩出市高瀬148番地

原 告 吉 村 公 俊
原告ら訴訟代理人弁護士 重 藤 雅 之

和歌山市十番丁72番地 カサ・デ・まるのうち201

被 告 吉 田 益 夫
主 文

- 1 被告は、原告らに対し、別紙発言目録記載の各発言に係る別紙発信者情報目録記載の情報を開示せよ。
- 2 被告は、別紙発言目録記載の各発言を削除せよ。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを10分し、その1を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 主文1項と同じ。
- 2 被告は、別紙発言目録記載の発言を含む下記スレッドの全ての情報を削除せよ。

記

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2446>

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2447>

第2 事案の概要

本件は、原告らが、被告が設置・運営するインターネット上の電子掲示板「和ネット」(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>)（以下「本件掲示板」という。）に原告らの名譽を毀損する別紙発言目録記載の各発言（以下、併せて「本件各発言」という。）が書き込まれたとして、被告に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という。）4条1項に基づき、本件各発言に係る別紙発信者情報目録記載の情報（以下「本件発信者情報」という。）の開示を求めるとともに、人格権に基づき、本件各発言が書き込まれたスレッドの全ての情報の削除を求める事案である。

1 前提事実（末尾の証拠等により容易に認められる事実）

- (1) 原告有限会社銀徳（以下「原告銀徳」という。）は、和歌山県岩出市内に事務所を置く土木工事等を目的とする会社である。（弁論の全趣旨）
- (2) 原告吉村公俊（以下「原告吉村」という。）は、原告銀徳の代表者取締役である。（弁論の全趣旨）
- (3) 被告は、本件掲示板を設置・運営し、そのシステムを管理している者である。

本件掲示板は、インターネット上で誰でも閲覧し又は書き込みをすることが可能であり、本件掲示板に書き込まれた情報は、電子通信により送信され、本件掲示板にアクセスする不特定の者によって受信されることになる。

したがって、被告は、法2条3号所定の特定電気通信役務提供者に該当する。（弁論の全趣旨）

- (4) 本件掲示板に書き込まれた情報は、書き込みをした者又は被告でなければ削除することができない。（弁論の全趣旨）
- (5) 本件掲示板に別紙発言目録記載1、2の各スレッド（以下、順に「本件スレッド1」、「本件スレッド2」といい、併せて「本件各スレッド」という。）

が立ち上げられ、本件スレッド1に同目録1①の発言が、本件スレッド2に同目録2①ないし⑩の各発言が書き込まれた（以下、別紙発言目録記載の発言をスレッドと各発言に付された番号に対応させて「本件スレッド1の発言①」などという）。（甲2，3）

2 争点

- (1) 原告らが本件発信者情報の開示を求めることができるか（争点1）
- (2) 原告らが本件各スレッドの全ての情報の削除を求めることができるか（争点2）

第3 争点に関する当事者の主張

1 争点1（原告らが本件発信者情報の開示を求めることができるか）について 【原告らの主張】

(1) 原告らの権利侵害の明白性

ア 本件スレッド1の発言①及び本件スレッド2の発言①は、原告らが給料を受け取りに来た人物に借用書を書かせようとしたとの事実を記載し、これをもって暴力団よりも酷い悪質な行為をしているとの評価を記載して、原告らの社会的評価を低下させるものである。

イ 本件スレッド2の発言②は、「Re：有限会社銀徳吉村公俊って何者？」とのタイトルと相まって、原告らが違法行為を行ったことを前提とした記述となっており、原告らの社会的評価を低下させるものである。

ウ 本件スレッド2の発言③は、「Re：有限会社銀徳吉村公俊って何者？」とのタイトルと相まって、原告らが給料を受け取りに来た人物に実印を押すことを強要したかのような事実を摘示して、原告らの社会的評価を低下させるものである。

エ 本件スレッド2の発言④は、「Re：有限会社銀徳吉村公俊って何者？」とのタイトルと相まって、行政処分を受けたことをもって原告らが真面目に仕事をしていないとの事実を摘示して、原告らの社会的評価を低下させ

るものである。

オ 本件スレッド2の発言⑤、同発言⑥、同発言⑧及び同発言⑩は、「Re：有限会社銀徳吉村公俊って何者？」とのタイトルと相まって、原告らの社会的評価を低下させるものである。

カ 本件スレッド2の発言⑦は、「Re：有限会社銀徳吉村公俊って何者？」とのタイトルと相まって、原告らが第三者に何らかの被害を及ぼしているとの事実を摘示して原告らの社会的評価を低下させるものである。

キ 本件スレッド2の発言⑨は、「Re：有限会社銀徳吉村公俊って何者？」とのタイトルと相まって、原告らが他人を騙したとの事実を摘示して原告らの社会的評価を低下させるものである。

ク 本件各発言については、摘示された事実が真実であるなどの違法性阻却事由の存在をうかがわせる事情はない。

ケ したがって、本件各発言により原告らの名誉権等の人格権が侵害されたことは明らかである。

(2) 原告らが本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由

原告らは、本件各発言の発信者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求等を行う予定であるが、そのためには被告が保有する本件発信者情報の開示を受ける必要がある。

(3) したがって、原告らは、被告に対し、法4条1項に基づき、本件各発言に係る本件発信者情報の開示を求めることができる。

【被告の主張】

(1) 原告らの権利侵害について

ア 本件スレッド1の発言①及び本件スレッド2の発言①は、原告銀徳に勤務していた [] (以下「[]」という。) が、原告銀徳に給料をもらいにいって借用書を書かされたという理不尽な行為を受けたことから、今後のアドバイスを求めて投稿したものであり、原告らに対する名誉毀損には

当たらない。

イ 本件スレッド 2 の発言②は、■が第三者の投稿に対する返信として自分の不安を表現しただけであり、原告らに対する名誉毀損には当たらない。

ウ 本件スレッド 2 の発言③は、第三者が■の投稿に対する意見・感想を書き込んだものであり、違法性を問うことはできない。

エ 本件スレッド 2 の発言④及び同発言⑥は、原告銀徳が行政処分を受けたことに対する感想を第三者が投稿したものであり、違法性を問うことはできない。

オ 本件スレッド 2 の発言⑤は、原告銀徳が行政処分を受けたことに対する感想を■が投稿したものであり、名誉毀損には当たらない。

カ 本件スレッド 2 の発言⑦は、原告銀徳のために多数の方が理不尽な思いをしたことに対する贖罪の趣旨で■が投稿したものであり、名誉毀損ではない。

キ 本件スレッド 2 の発言⑧は、■が原告らのために理不尽な思いをしている人たちのために贖罪として何かをしたいという意思を表明したものであり、名誉毀損ではない。

ク 本件スレッド 2 の発言⑨は、■がアドバイスや情報提供をしてくれた方々に警察に相談することを決めた旨を報告してお礼をする趣旨で投稿したものであり、名誉毀損ではない。

ケ 本件スレッド 2 の発言⑩は、第三者が複数のサイトで原告らの悪い噂が流れているという事実を書き込んだだけであり、違法性を問うことはできない。

(2) 開示の必要性等について

本件スレッド 1 の発言①並びに本件スレッド 2 の発言①、同発言②、同発言⑤及び同発言⑦ないし同発言⑨については、■が投稿者であると名乗り出ているので、原告らがこれらの発言に係る発信者情報の開示を受ける必要

はない。

その余の本件各発言については、違法性を問うことができないので、発信者情報の開示をする妥当性がない。

2 争点2（原告らが本件各スレッドの全ての情報の削除を求めることができるか）について

【原告らの主張】

本件各発言は原告らの名誉権等の人格権を侵害するものであるから、被告は、本件掲示板から本件各発言を削除する条理上の作為義務を負う。

そして、本件各スレッドは、そのタイトルからして、いずれも原告らに対する名誉毀損的発言を記載することを目的として作成されたものであることが一見して明らかであり、スレッド自体を削除しなければ原告らの名誉を回復することができないから、被告は、本件各スレッド自体を削除すべき条理上の義務も負っている。

したがって、原告らは、被告に対し、人格権に基づき、本件各スレッドの全ての情報の削除を求めることができる。

【被告の主張】

本件各発言に関しては、原告らと [] の間で主張の激しい対立があるから、被告は本件各発言及び本件スレッドの削除義務を負わない。

第4 当裁判所の判断

1 争点1（原告らが本件発信者情報の開示を求める能够性について）について

(1) 本件各発言により原告らの権利が侵害されたことが明らかであるか

ア 本件スレッド1の発言①及び本件スレッド2の発言①は、「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」とのタイトルと相まって、原告らが給料を受け取りに来た人物に借用書にサインをさせようとしたとの事実を指摘し、この事実を前提として暴力団でもそのようなことをしないなどといった批判的意見を述べるものであるから、原告らが暴力団よりも酷い詐欺的な行為をし

ているとの印象を抱かせて原告らの社会的評価を低下させるものといえる。

イ 本件スレッド2の発言②は、「Re:有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、原告らが給料を支払った者から受け取った実印の押された領収書を悪用する恐れがあるという批判的意見を述べるものであるから、原告らの社会的評価を低下させるものといえる。

ウ 本件スレッド2の発言③は、本件スレッド2の発言②に応答するものであり、その内容からして、原告らが給料を支払った者から受け取った実印の押された領収書を悪用する恐れがあるという印象を与えるものであるから、上記イと同様、原告らの社会的評価を低下させるものといえる。

エ 本件スレッド2の発言④は、「Re:有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、原告らが真面目に仕事をしていないと思うとの批判的意見を述べてその社会的評価を低下させるものといえる。

オ 本件スレッド2の発言⑤は、「Re:有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、原告銀徳が行政処分を受けている事実を摘示し、原告吉村について「少しヤバい人っぽい」といった批判的意見を述べるものであるから、原告らの社会的評価を低下させるものといえる。

カ 本件スレッド2の発言⑥は、「Re:有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、原告銀徳が行政処分を受けていることを前提として「余ほど悪質」、「悪事」などといった批判的意見を述べるものであるから、原告らの社会的評価を低下させるものといえる。

キ 本件スレッド2の発言⑦は、「Re:有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、原告らの行為により被害者が出ているという事実を前提とする内容となっているから、原告らの社会的評価を低下させるものといえる。

ク 本件スレッド2の発言⑧は、「Re:有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、原告らについて第三者に相談すべき問題がある

との印象を与えるものであるから、原告らの社会的評価を低下させるものといえる。

ケ 本件スレッド2の発言⑨は、「Re:有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、原告らに騙されたとの事実を前提とする内容となっているから、原告らの社会的評価を低下させるものといえる。

コ 本件スレッド2の発言⑩は、「Re:有限会社銀徳吉村公俊って何者?」とのタイトルと相まって、原告らが強引で悪質であるという印象を与えるものであるから、原告らの社会的評価を低下させるものといえる。

サ 上記のとおり、本件各発言は原告らの社会的評価を低下させるものであるところ、本件各発言の内容からすると、本件各発言の投稿は原告らに対する誹謗中傷を主たる目的としてされたものと考えられ、少なくとも専ら公益を図る目的でされたとは認め難いから、本件各発言の掲載に違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情はないというべきである。

したがって、本件各発言の掲載は、原告らの名誉権を侵害するものであることが明らかといえる。

(2) 原告らが本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるか

原告らが本件各発言の発信者に不法行為に基づく損害賠償請求等をするためには、被告が保有する本件発信者情報の開示を受ける必要があるから、原告らには本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理由がある。

被告は、本件スレッド1の発言①並びに本件スレッド2の発言①、同発言②、同発言⑤及び同発言⑦ないし同発言⑨については、■■■が投稿者であると名乗り出ているので、原告らがこれらの発言に係る発信者情報の開示を受ける必要ないと主張する。確かに、証拠(乙1)によれば、■■■が上記各発言の投稿者であると名乗り出ていることが認められるが、原告らが損害賠償請求等をするためには上記各発言の発信者が真に■■■であるか否かを確認する必要があるから、原告らに本件発信者情報の開示を受けるべき正当な理

由があることは否定できない。

(3) したがって、原告らは、被告に対し、法4条1項に基づき、本件発信者情報の開示を求めることができる。

2 爭点2（原告らが本件各スレッドの全ての情報の削除を求めることができるか）について

上記検討のとおり、本件各発言の掲載は原告らの名誉権を侵害するものであるから、原告らは、被告に対し、人格権（名誉権）に基づき、本件各発言の削除を求めることができると解される。

原告らは、本件各発言だけでなく、本件各スレッドの全ての情報の削除を求めている。しかし、証拠（甲3）によれば、本件スレッド2には「個人名をネットにフルネームで書込み・・・ええんかい。個人情報保護法もあったもんじやないな。公人や犯罪者でもないのに。」、「まだ飽きもせづ、こんな話題が続いているの・・」といった原告らを擁護する発言も投稿されていることが認められるから、本件各スレッドに掲載された全ての発言が原告らの名誉を毀損するものということはできない。したがって、原告らが人格権（名誉権）に基づいて本件各スレッドの全ての情報の削除を求めることはできないというべきである。

3 結語

以上によれば、原告らの被告に対する請求は、本件発信者情報の開示と本件各発言の削除を求める限度で理由があるから、この限度で認容し、その余は理由がないからいざれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

和歌山地方裁判所民事部

裁 判 官 山 下 隼 人

(別紙)

発言目録

電子掲示板「和ネット掲示板」(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>) 内における

1 スレッドタイトル「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」

(URL : <http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2446>)

① 番号：1、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月1日 17時52分

『給料貰いに行つたら領収書じゃなくて借用書にサインされそうになりました
暴力団でもそんな事しないでしょ？ 吉村公俊って何をしてる人か誰か知りません
か？』

2 スレッドタイトル「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」

(URL : <http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2447>)

① 番号：1、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月1日 17時55分

『給料貰いに行つたら領収書じゃなくて借用書にサインされそうになりました
暴力団でもそんな事しないでしょ？ 吉村公俊って何をしてる人か誰か知りません
か？』

② 番号：3、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月2日 5時19分

『やっぱり、そうですかね 抗議したら領収書を出してきたのでそれにはサインしま
したが大丈夫でしょうか？ 実印も押したので悪用されそうな気もして心配してま
す』

③ 番号：4、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月2日 10時49分

『何で給料の受け取りに「実印」要るねん？おかし過ぎやで。
別の何かの機会に印鑑証明とか渡してないよな？危ないで』

④ 番号：5、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月2日 10時56分

『まあ100%胸張って真面目にしてるとは思えませんねえ。』

- ⑤ 番号：6、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月3日 17時57分
『行政処分まで受けてるんですね 皆さんの情報を見たらますます不安になってきました 議員の紹介だったので安心してたのですが有限会社銀徳の吉村公俊って人は少しヤバい人っぽいですね 警察に相談しましようかね』
- ⑥ 番号：8、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月2日 21時12分
『↑ でも、県から公表されてるから、余ほど悪質なんだろうよ。名前でたからつて、名誉毀損だなんて。悪事はいつも暴露しなければ、同じ被害者が出るってこと。』
- ⑦ 番号：9、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月3日 21時50分
『自分は名誉毀損で訴えられても良いと思ってます 更なる被害者や辛い想いをする抑制になればええかなと考えてますから』
- ⑧ 番号：12、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月4日 21時21分
『そうなんです こんな時はどこへ相談するべきなんでしょうかね？』
- ⑨ 番号：13、名前：名無しさん、投稿日時：2014年2月5日 9時43分
『今後、自分みたいに誰かが騙されないように警察に相談する事にしました 皆さん、ありがとうございます』
- ⑩ 番号：23、名前：名無しさん、投稿日時：2014年3月14日 15時46分
『かなり強引で悪質だっていう噂聞いたことある。』

(別紙)

発信者情報目録

- ① IPアドレス
- ② タイムスタンプ
- ③ 侵害情報に係る携帯電話端末又はPHS端末からのインターネット接続サービス
利用者識別符号
- ④ 侵害情報に係るSIMカード識別番号（個体識別番号）

これは正本である。

平成26年10月29日

和歌山地方裁判所民事部

裁判所書記官 里脇 友哉

